

令和3年12月定例会 議案概要（議案第139～144号）

<p>議案第139号</p>	<p>損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて</p> <p>地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>和解の内容：損害賠償の額を次のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。</p> <p>損害賠償の額：1,705,000円</p> <p>損害賠償の原因：令和3年5月28日、盛岡市天昌寺町2番地内において、公用車が後進した際、市道歩道上の信号柱に追突し、信号柱を損傷したことによる。</p>
<p>議案第140号</p>	<p>損害賠償事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることについて</p> <p>地方公営企業法第40条第2項及び盛岡市病院事業の設置等に関する条例第6条の規定に基づき、議会の議決を求める。</p> <p>和解の内容：損害賠償の額を次のとおり定め、当事者は、この他に債権債務がないことを確認した。</p> <p>損害賠償の額：8,000,000円</p> <p>損害賠償の原因：平成27年12月14日盛岡市立病院で手術を受けた患者の遺族から、令和3年7月13日に、盛岡簡易裁判所に対し損害賠償請求調停の申立てがあり、解決金の支払いについて調停案が示されたことによる。</p>
<p>議案第141号</p>	<p>和解について</p> <p>平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の放射性物質による影響対策に要した費用のうち平成27年度から平成29年度に実施したものに係る損害賠償請求において、東京電力ホールディングス株式会社が当該請求に応じない費用について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があり、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。</p>

令和3年12月定例会 議案概要（議案第139～144号）

議案第142号	市道の路線の認定、廃止及び変更について			
	道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。			
	1 路線の認定			
		路線名	起点	終点
		上田一丁目18号線	上田一丁目510番12地先	上田一丁目510番7地先
		東中野49号線	東中野字見石48番1地先	東中野字見石54番8地先
		東中野50号線	東中野字見石41番10地先	東中野字見石41番11地先
		東中野51号線	東中野字見石54番8地先	東中野字見石54番6地先
		向中野285号線	向中野字東道明10番1地先	向中野字東道明39番6地先
		向中野286号線	向中野字東道明10番9地先	向中野字東道明39番5地先
		向中野287号線	向中野字東道明88番地先	津志田5地割45番7地先
		向中野288号線	向中野字東道明89番15地先	向中野字東道明89番14地先
		向中野歩行者専用道 25号線	向中野字道明130番47地先	向中野字道明179番1地先
		上堂一丁目32号線	上堂一丁目85番8地先	上堂一丁目85番9地先
		上堂一丁目33号線	上堂一丁目162番14地先	上堂一丁目162番13地先
	柿木14号線	西見前12地割149番1地先	西見前12地割149番9地先	
2 路線の廃止				
	路線名	起点	終点	
	本宮210号線	本宮字蛇屋敷36番地先	本宮字蛇屋敷24番5地先	
3 路線の変更				
	路線名	起点	終点	
	南仙北二丁目 11号線	南仙北二丁目228番地の15地 先	新	南仙北二丁目228番8地先
			旧	南仙北二丁目227番地の20地先
	木伏・松島2 号線	飯岡新田8地割171番1地先	新	飯岡新田8地割75番3地先
			旧	飯岡新田6地割4番1地先
議案第143号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約の協議について			
	岩手県市町村総合事務組合を組織する団体について、解散する陸前高田市及び大船渡市営林組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更することの協議に関し、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。			

令和3年12月定例会 議案概要（議案第139～144号）

議案第144号	盛岡市教育委員会の委員の任命について
	次の者を盛岡市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求める。 安藤 泰彦